

「介護予防短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(沖縄県指定第 4774800017 号)

当事業所はご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 職員の配置状況	2
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5. 苦情の受付について	5

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 大立福祉会
(2) 法人所在地 沖縄県宮古島市下地字嘉手苅 660-2
(3) 電話番号 0980-76-3330
(4) 代表者氏名 理事長 下地 晃
(5) 設立年月日 平成7年4月7日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 短期入所生活介護事業所 平成12年3月20日指定
沖縄県指定 第4774800017号

*当事業所は介護老人福祉施設しもじ長生園に併設されています。

- (2) 事業所の目的 短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営む

ために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。

(3) 事業所の名称 短期入所生活介護事業所 しもじ長生園

(4) 事業所の所在地 沖縄県宮古島市下地字嘉手苅660-2

(5) 電話番号 0980-76-3330

(6) 事業所所長氏名 来間 一斗

(7) 当事業所の運営方針 介護保険の趣旨に基づき1人1人の個別のケアを行い、安心と安全を第一に考え、安らぎに満ちた生活援助を行う。

(8) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	年中無休 8:30~17:30

(9) 利用定員 4名

(10) 居室等の概要

当施設では居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として1人部屋です。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	指定基準	常勤換算
1. 施設長	1名	1名
2. 事務長	1名	1名
3. 介護職員	14名	14名以上
4. 生活相談員	1名	1名
5. 看護職員	2名	2名以上
6. 機能訓練指導員	1名	1名
7. 介護支援専門員	1名	1名
8. 医師	1名	1名
9. 栄養士	1名	1名

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

利用料金については別紙にて記載

<サービスの概要>

①食事

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食8:00～9:00　　昼食12:00～13:00　　夕食18:00～19:00

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います
- ・寝たきりでもストレッチャーを使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師・看護師による利用中期間中の健康チェック・服薬があれば服薬等の管理をいたします。
- ・緊急時必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に引継ぎいたします。
- ・入所者が外部の医療機関に通院・受診をされる場合は原則としてご家族または身元引受人の付き添いにて受診していただきます。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、必要に応じて着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①特別な食事（酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②理髪・美容

理髪サービス：月に2回、理（美）容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 1000円

③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき20円

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

（4）入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療を義務づけるものではありません。）

①協力医療機関

- ・沖縄県立宮古病院 沖縄県宮古島市平良字下里427番地1 0980-72-3151
- ・山本歯科医院 沖縄県宮古島市平良字下里639-1番地 0980-73-1108
(往診可能)

5. 苦情の受付について（契約書第24条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 事務長 来間 一斗

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：00

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

宮古島市役所 福祉保健部 高齢者支援課	所在地 沖縄県宮古島市平良字西里186番地 電話番号 0980-73-1964
国保連介護サービス苦情相談窓口	所在地 沖縄県那覇市3-14-18 (国保会館) 電話番号 098-860-9026

短期入所生活介護 個人情報使用同意書

私及び私の家族は、短期入所生活介護事業所が、介護保険法にもとづく
短期入所生活介護サービス利用契約書第三章第12条に関し、貴施設が下記の
場面において個人情報あるいは家族情報を用いることに対して同意します。

[個人情報保護の利用目的]

① 当施設内での利用目的

- ・ 職員間での申し送り
- ・ 記録等に関する業務（利用者様ファイル、カルテ等）
- ・ 介護保険請求に関する業務
- ・ 契約に関わる業務
- ・ 入所、退所の管理業務
- ・ 事故処理等があった場合の報告
- ・ 居室入り口の個人名の表札（氏名の表示）

② その他の利用目的

- ・ サービス担当者会議等での他事業所との連携、照会への回答
- ・ 主治医との意見交換及び情報提供
- ・ 審査支払い機関へのレセプト請求、照会への回答
- ・ 保険者からの照会への回答、その他必要時の調整時
- ・ 監査、外部機関等への情報提供
- ・ 面会等への対応
- ・ 実習生、ボランティア等への実習に関わる情報提供

入所時リスク同意書

当施設では、利用者が快適な入所生活を送られる様に、安全な環境づくりに努めておりますが、利用者の身体状況や疾病に伴う様々な症状が原因で下記の危険性が伴うことを十分ご理解下さい。

〈短期入所生活介護を利用することに関して〉

- ・特別養護老人ホームは生活の場を提供する施設であり、原則的に拘束を行わないことから、本人自身が何らかの動きを行った場合に転倒・転落による事故の可能性があります。
- ・施設の特性と致しまして、日中は看護師が配置されていますが、夜間はオンコール体制をとっています。オンコールは自宅待機ですので急変があった場合に看護師が連絡を受けて、園に到着するまでには時間がかかる場合もあります。

介護職員も指示を仰いで対応しますが、看護職員が到着するまでの間に急変する可能性もあります。また、夜間は介護職員2人のみなので他の利用者の対応を行っている間にも急変の可能性もあり、即対応することが不可能な場合があることもご理解いただきたいと思います。

〈高齢者の特徴に関して〉

- ・歩行時の転倒、ベッドや車いすからの転落等による骨折・外傷・頭蓋内損傷の恐れがあります。
- ・高齢者の骨は脆く、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- ・高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦でも表皮剥離が出来やすい状態にあります。
- ・高齢者の血管は脆く、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- ・加齢や認知症の周辺症状により、水分や食べ物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- ・高齢者であることにより、また脳や心臓の疾患により、日中に変わりなく過ごされた場合でも急変・急死する場合もあります。
- ・本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設の嘱託医又は看護職員の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。その際には家族の付き添いが必要となりますので、利用期間中、急な連絡もあります。

私は、上記項目について、短期入所生活介護事業所しもじ長生園の担当者より、利用者の短期入所生活介護を利用する際のリスクについて説明を受け、十分に理解した上で利用し、万が一の場合は施設側に責任はないことに同意します。

令和 年 月 日

短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者職名 短期入所生活介護 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所 宮古島市

氏 名 _____ 印

署名代理人住所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

別紙資料

<サービス利用料金（1日あたり）>

長生園予防短期生活介護（ショートステイ）利用料金表

A利用者1割負担額（日額）（基本単位《1割》+食費+居宅費）

負担区分	要支援1		要支援2	
	多床室	個室	多床室	個室
第1段階	751円	1131円	861円	1241円
第2段階	1481円	1531円	1291円	1641円
第3①段階	1881円	2331円	1991円	2441円
第3②段階	1730円	2631円	2291円	2741円
第4段階	2811円	3127円	2921円	3237円

負担区分について [第1段階]・生活保護受給者 [第2段階]・年金が80万以下の方

[第3①段階]・年金80万～120万 [第3②段階]・年金120万超

[第4段階]・年金が266万以上の方

B利用者2割負担額（日額）（基本単位《1割》+食費+居宅費）

負担区分	要支援1		要支援2	
	多床室	個室	多床室	個室
第1段階	1502円	2262円	1722円	2482円
第2段階	2962円	3062円	2582円	3282円
第3①段階	3762円	4662円	3982円	4882円
第3②段階	3460円	5262円	4582円	5482円
第4段階	5622円	6254円	5842円	6474円

介護費（負担割合1割）

	要支援1		要支援2	
	多床室	個室	多床室	個室
1日あたり	451	451	561	561

介護費（負担割合2割）

	要支援1		要支援2	
	多床室	個室	多床室	個室
1日あたり	902	902	1122	1122

居住費

食費

負担区分	多床室（日額）	個室（日額）
第1段階	0	380
第2段階	430	480
第3①段階	430	880
第3②段階	430	880
第4段階	915	1231

食費区分	日額
第一段階	300円
第二段階	600円
第三①段階	1000円
第三②段階	1300円
第四段階	1445円

送迎代(自宅↔事業所間)	
迎え	184円
送り	184円

その他の利用料金・・電化製品（在宅酸素、テレビ、パソコン、吸引器、電動車いす等）の持ち込みをされる方は一日あたり電気代として30円を負担していただています。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

利用料金の詳細につきましては短期入所生活介護の担当者へお問い合わせください。

平成30年4月1日より「介護予防短期入所生活介護」重要事項説明書の改定をします。

令和3年10月1日より「介護予防短期入所生活介護」重要事項説明書の改定をします。

令和5年3月1日より「介護予防短期入所生活介護」重要事項説明書の改定を行います。

令和6年4月1日より「介護予防短期入所生活介護」重要事項説明書の改定を行いました。

令和6年8月1日より「介護予防短期入所生活介護」重要事項説明書の改定を行いました。